

報道関係者各位

平成29年 3 月 15 日

【照会先】

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課 長

松本 圭

主任中央需給調整事業指導官

戸ヶ崎 文泰

課長補佐

塩月 英治

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5335)

(直通電話) 03(3502)5227

## 有料職業紹介事業の許可取消し

～有料職業紹介事業停止命令に違反した事業者に対して実施～

厚生労働省は、平成 29 年 3 月 15 日付けで、有料職業紹介事業者 株式会社ビジネス・プラスワンに対して、有料職業紹介事業の許可取消しを通知しました。詳細は下記のとおりです。

### 記

#### 1 有料職業紹介事業の許可を取り消した事業者

- (1) 名 称 株式会社ビジネス・プラスワン
- (2) 代表者職氏名 代表取締役 安部 数敏
- (3) 所 在 地 東京都豊島区東池袋一丁目 46 番 13 号
- (4) 許 可 年 月 日 平成 19 年 10 月 1 日
- (5) 許 可 番 号 13-ユ-302590

#### 2 処分内容

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 32 条の 9 第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 3 月 15 日をもって有料職業紹介事業の許可を取り消す。

#### 3 処分理由

株式会社ビジネス・プラスワンは、平成 28 年 11 月 28 日に東京労働局長から、平成 28 年 11 月 29 日から平成 29 年 1 月 28 日までの間、職業安定法第 32 条の 9 第 2 項の規定に基づく有料職業紹介事業停止命令を受けたにもかかわらず、本社事業所において、少なくとも平成 28 年 12 月 2 日にA社に対し有料職業紹介事業を行い、もって有料職業紹介事業停止命令に違反したものの。

※職業安定法の関係条文は別添をご参照ください。

(別添)

**職業安定法（昭和二十二年十一月三十日法律第四百十一号）（抄）**

(許可の取消し等)

第三十二条の九 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。

一 略

二 この法律若しくは労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三 略

2 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。